

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第百十五条第二項中「広島市西区大芝二丁目」を「広島市中区富士見町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。